

浜松市日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金償還利子補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内における小規模事業者の経営の安定と発展を図るため、日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金融資制度により借入れた資金に係る償還利子の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助の対象は、以下の要件のすべてに該当する小規模事業者(以下「補助対象者」という。)とする。

- (1) 浜松商工会議所、奥浜名湖商工会、浜名商工会、浜北商工会、天竜商工会(以下「商工会議所等」という。)のいずれかの推薦を受け、日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金のうち借入期間が36ヶ月を超えるもの(借入直後12ヶ月の期間において返済遅延や繰上償還等の変更があったものを除く。)(以下「補助対象融資」という。)を、平成31年4月1日から平成32年3月31日までに借り受けたもの。
- (2) 市内に主たる店舗・工場・事業所を有するもの。
- (3) 市税を完納しているもの。
- (4) 法人事業者においては、市町村民税の特別徴収を実施しているもの、又は補助金の交付申請時までに市町村民税の特別徴収実施事業者の指定登録手続を行っているもの。

2 前項に定める補助対象者は、補助対象融資を申込み際に推薦を受けた商工会議所等に対して、補助金の受領を委任するものとし、商工会議所等に対して委任状(第4号様式)を提出するものとする。

3 第2条第1項の規定にかかわらず、次の者は交付の対象とすることができない。

- (1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
- (2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

(補助額)

第3条 市長は、補助対象者から委任を受けた商工会議所等に対して、浜松市日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金償還利子補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

2 補助額は、補助対象融資の融資日から起算した12ヶ月分の支払利子額のうち利率0.3%分とし、商工会議所等の申請に基づき交付する。

3 日本政策金融公庫が発行した支払額明細書のうち、当初の12回分の支払利子額の合計は、前項に定める12ヶ月分の支払利子額とみなす。

4 日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金の貸付利子が1%未満となり、他の補助があつて補助対象者の支払い利子が0.3%未満となる場合は、0.3%未満の率を補給する。

5 借換の場合について、補給の対象は借換分を除く新規の借入分のみとする。

(補助金交付の申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする商工会議所等は、次の各項に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 浜松市日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金償還利子補助金交付申請書及び実績報告書(第1号様式)
- (2) 日本政策金融公庫が発行した、補助対象者の補助対象融資に係る返済一覧表の写し
- (3) 補助対象者の補助金交付対象期間の返済実績がわかる通帳等の写し
- (4) 補助対象者から商工会議所等に対して提出された委任状(第4号様式)
- (5) 補助対象者及び商工会議所等の市税納付・納入確認同意書(第6号様式)(浜松市で市税の納入義務が生じていない場合は市町村税にかかる直近の納税証明書)
- (6) 法人事業者及び商工会議所等の市町村民税の特別徴収実施事業者であること、又は市町村民税の特別徴収実施事業者の指定登録手続を行っていることが確認できる書面(写し)
- (7) 暴力団排除に関する誓約書(第7号様式)
- (8) その他市長が必要と認めるもの

2 補助対象者及び商工会議所等は相互に協力し、補助対象融資を受け当該融資について12ヶ月経過後の償還実績の日から4ヶ月以内の奇数月(以下「交付申請月」という。)に補助金の交付申請を行うものとする。

3 交付申請月が次年度になる場合は、前項の規定にかかわらず、12ヶ月の償還実績が生じた年度内に交付申請を行うものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請についてその内容を審査し、適当と認めるときは、その交付を決定するとともに、交付額を確定し、決定及び確定通知書(第2号様式)により商工会議所等に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付決定及び確定を受けた商工会議所等は、請求書(第3号様式)を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(交付結果報告)

第7条 補助金の交付を受けた商工会議所等は、ただちに補助対象者に交付するとともに、償還利子補助金交付結果報告書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付取消及び返還)

第8条 市長は、補助対象者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により償還利子補助金を受けたとき。

(2) その他市長が不適正と認めるとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成29年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成30年度の補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成31年度の補助金に適用する。
- 2 この要綱施行の際、現に改正前の要綱に基づいて交付決定したものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成32年度の補助金に適用する。
- 2 この要綱施行の際、現に改正前の要綱に基づいて交付決定したものについては、なお従前の例による。

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地
申請者
名称及び代表者の氏名

印

浜松市日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金償還利子補助金交付申請書及び実績報告書

浜松市日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金償還利子補助金の交付を受けたいので、浜松市補助金交付規則第4条の規定により申請します。また、第13条の規定により実績報告します。

記

1 交付申請額及び実績額 金 円

2 補助対象事業

(1) 補助対象事業名

浜松市日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金償還利子補助金

(2) 補助額の内訳

補助対象者名 (事業者名及び 代表者名)	融資実行金額	償還期間 (借入日 ~ 償還完了予定日)	借入日から12 ヶ月間の支払 利子額	交付申請額 (借入日から12 ヶ月間の支払利子 額のうち利率 0.3%相当額)
	円 (うち借換増額分 円)	年 月 日 ~ 年 月 日	円 (うち借換増額分 円)	円 (うち借換増額分 円)
	円 (うち借換増額分 円)	年 月 日 ~ 年 月 日	円 (うち借換増額分 円)	円 (うち借換増額分 円)
	円 (うち借換増額分 円)	年 月 日 ~ 年 月 日	円 (うち借換増額分 円)	円 (うち借換増額分 円)
計	円 (うち借換増額分 円)		円 (うち借換増額分 円)	円 (うち借換増額分 円)

「補助額の内訳」について、記入欄が不足する等の場合には、別紙での提出をお願いします。

浜松市長

浜松市日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金償還利子補助金の交付について（決定及び確定）

平成 年 月 日付けで申請のあった浜松市日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金償還利子補助金の交付について、次のとおり条件を付して決定し、確定します。

記

1 交 付 額 金 円

2 交付の条件

- ・ 規則に基づく市長の指示に従うこと。
- ・ 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の利益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- ・ 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- ・ 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地
申請者
名称及び代表者の氏名

印

請 求 書

平成 年 月 日付け浜松市指令産総第 号をもって確定のあった浜松市日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金償還利子補助金を次のとおり請求します。

記

1 請求額

金	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

2 口座振替先

口座振替先金融機関名	銀 行 信用金庫			本店 支店
□ 座 種 別	1 普通預金	2 当座預金	3 ()	
□ 座 番 号				

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

委任状

住所又は所在地

事業所名

代表者氏名 _____ 印

私は、平成 年 月 日に申し込みをした日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金について、浜松市からの償還利子補助金の請求と受領を、下記の者に委任いたします。

なお、下記の者から私への補助金交付に係る口座振込手数料等については、当該補助金から差し引くことを承諾します。

所在地

名 称 _____

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地
申請者
名称及び代表者の氏名

印

浜松市日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金償還利子補助金交付結果報告書

浜松市より補助金交付された浜松市日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金償還利子補助金について、下記のとおり、各補助対象者への交付をしたので、浜松市日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金償還利子補助金交付要綱第7条の規定により結果報告します。

記

- 1 各補助対象者への補助金交付総額 円
- 2 各補助対象者への補助金交付完了日 平成 年 月 日
- 3 各補助対象者への補助金交付明細

補助対象者名 (事業者名及び代表者名)	補助金交付金額	交 付 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
計		

「補助金交付明細」について記入欄が不足する等の場合には、別紙での提出をお願いします。

第6号様式

市税納付・納入確認同意書

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長
(取扱い) 産業総務課

補助金交付対象者

住 所(または所在地)

氏 名(または法人名)

_____ 印
(法人の場合は法人代表者印)

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金償還利子補助金交付要綱第2条及び第4条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付・納入状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金償還利子補助金

暴力団排除に関する誓約書

浜松市日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金償還利子補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - 暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
 - 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

平成 年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)
住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印